

## 第 17 回新潟水俣病施策推進審議会 会議録

- 開催日時：令和 8 年 3 月 30 日（月） 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
- 場 所：新潟県行政庁舎 2 階 201 会議室 web 会議システム zoom 併用
- 出席委員：丸田秋男会長、河内泉委員、関礼子委員、前田秀子委員、和泉哲章委員、渡邊登委員、曾我浩委員
- 欠席委員：樺島博志委員、橋本広一委員
- 関係者：新潟水俣病阿賀野患者会 皆川栄一副会長、酢山省三事務局長
- オブザーバー：新潟市保健衛生部次長・保健衛生総務課長、五泉市健康福祉課長、阿賀野市健康推進課長、阿賀町こども・健康推進課長
- 新潟県：中村福祉保健部長、昆福祉保健部副部長、白井生活衛生課長、武田参事、ふれあい館藤田館長、公害保健係
- 議 題：1 「新潟水俣病福祉手当支給要綱」の見直し要請に係る対応について  
2 新潟水俣病に関する動きについて  
3 条例の「県の基本的施策」に基づく取組について  
4 新潟水俣病阿賀野患者会実施の新潟水俣病患者のアンケート調査について

### ■ 議事概要

#### 1 開会

#### 2 あいさつ（中村福祉保健部長）

※終了後、公務により中村福祉保健部長は退席

#### 3 審議会の開催成立

事務局から、第 17 回審議会が、新潟水俣病地域福祉推進条例施行規則第 3 条第 2 項に規定する定足数（過半数）を満たしており、審議会の開催は成立していることが報告された。

#### 4 委員の改選等

事務局より委員の改選について報告。

委員の互選により丸田秋男委員を会長に選出。  
続いて丸田会長から渡邊登委員を会長職務代理者に指名。

## 5 議題

### 1 「新潟水俣病福祉手当支給要綱」の見直し要請に係る対応について

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 丸田会長 | 最初に、議題1「『新潟水俣病福祉手当支給要綱』の見直し要請に係る対応について」、事務局から説明をお願いいたします。                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局  | (資料1「新潟水俣病福祉手当支給要綱について」説明)                                                                                                                                                                                                                                         |
| 丸田会長 | ありがとうございました。<br>皆様からご意見をいただく前に、本日ご欠席の樺島委員より、議題1に関するご意見を事前に頂戴しておりますので、事務局より紹介をお願いします。                                                                                                                                                                               |
| 事務局  | では樺島委員からご意見を頂戴しておりますので、ご紹介させていただきます。<br>「新しい手当を別枠で作るよりも、既存の福祉手当の対象年限を拡大することが、最も合理的であると考えます。新たな手当の創設は被害者の分断を深める危険性があります。しかしながら、新しい手当の創設自体には反対しません。健診で得られるデータを活用し、今後の施策に生かしていただきたいと考えています。これからは、他制度の福祉・介護制度と連携した総合的支援を強化していく必要があると考えています。」<br>樺島議員から頂戴した意見は以上でございます。 |
| 丸田会長 | ありがとうございました。<br>それでは、ただいまの事務局からの説明と樺島委員のご意見も踏まえ、委員の皆様からご意見とご質問を伺いたいと思います。                                                                                                                                                                                          |
| 曾我委員 | 私の所属する新潟水俣病阿賀野患者会から要望を出していただきました支給要綱の見直しについて、前向きな見直しをしていただき、県をはじめとする皆様のご努力に感謝申し上げます。<br>ちょっと不十分な点もありますけど、ご努力いただいたことに敬意を表します。ありがとうございました。                                                                                                                           |
| 丸田会長 | ありがとうございました。他にいかがでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                            |
| 関委員  | 新たなカテゴリーの新設が、樺島委員がご懸念なさったような、                                                                                                                                                                                                                                      |

被害者の分断にはなりえないということを確認させていただきたいのと、新たに創設されたこの健康支援手当について、該当者であっても、当人の状況が変化したり、あるいは、汚染の終期を独自に明確に示すことは困難というふうにありますけれども、その状況が変わるとすれば、手当の区分の変更はあり得るか、確認したいです。

あと、非常に些末なことで申し訳ございませんけれども、福祉手当支給要綱の別表1に記載のある文言について、「カラス曲がり（こむら返り）」とあるのですけれども、これは年代によって理解が違っているかもしれないと、「カラス曲がり」と「こむら返り」は違うという話もありますので、もしかしたら括弧を外したほうが良いかもしれません。以上です。

丸田会長

ありがとうございました。関委員から2点の質問がありました。それから1点は修正意見かと思いますが、これらについて事務局から回答をお願いしたいと思います。

事務局（海口副参事）

樺島委員からもあった新たなカテゴリーの創設の部分については、ご説明させていただいているとおり私たちとしてはそのようなことが起こることをイメージして手当を作ったわけではございません。そういったことから、「健康支援手当」という名称で定めさせていただいた、という点が1点目です。

2点目の状況変化についてですが、基本的には先ほど申し上げたとおり、要件として2段階構えさせていただいておりまして、私ども県が、国補助事業で実施する健診を受けていただくことというのが大前提となっておりまして、その対応はなかなか難しいところもあると思います。状況変化があった方については医療、福祉といった別の施策で、サポートしていくというような形になろうかと思っています。

さらには今回、新しく手当を始めるにあたって、いざ始めてみてまたいろいろなお話が出てくるというふうに思っております。そうしたことも併せて、また事務局でも検討を重ねながら、制度をまわしていくというか、走っていきたいと考えておりますので、そのように思っただければと考えています。

最後、要綱の修正意見ありがとうございました。この部分に関しましては改正のタイミングに合わせて、ぜひ改正させていただきたいと考えております。以上でございます。

丸田会長

では、引き続いて関委員お願いいたします。

関委員

ちょっと混乱があったかと思いますので、もう 1 回改めて確認ですけれども、支給要件として今ご説明ありました、健診の受診と健康不安の軽減に資する取り組みへの参加っていうのが、支給要件として定められているわけですが、患者さんが例えば、入院なさるとか、あるいは施設に入って、なかなか健診が受けられないっていう場合にも不利益にならないような、柔軟な対応をなさるといようなことでしょうか。

丸田会長

事務局お願いします。

事務局（海口副参事）

今ほど申し上げたとおり、健康支援手当は、あくまで健康の増進ですとか健康不安の軽減ですとか、健康の維持・増進を支援するために健診を受診していただく、さらには健康教室に参加していただく、そういうところの立て付けになっておりますので、健康状態を崩されたというように、例えば入院されたということで、健康教室に参加できない、健診を受診されないということであれば、やはり対象から外れてしまう、というふうに考えて欲しいと思います。

関委員

その辺りもう少し詰めていく必要があると思いますので、健康増進というのは非常に重要ですが、新潟水俣病というものを排除しないのであれば、その辺り工夫があってもよいのかなというのが 1 点です。

それからもう 1 つ、患者さんの状況の変化っていうのは、例えば健康支援手当をずっと受けていたのだけれども、裁判の状況等々で変化が生じてきて、ご自身が健康支援手当から福祉手当の方に移りたいといった場合に、その道は開かれているかどうかというところの確認をお願いしたいです。

丸田会長

ではさらに質問が出ましたので、事務局お願いいたします。

事務局（海口副参事）

先ほど申し上げたとおり、この手当は新しく始めたばかりというところですので、走りながら様々検討していきたいと思っております。

2 番目の質問は関委員からご質問があつて、お答えしていなかった部分もありますが、一旦廃案になってしまいましたけれども、国会に提出される救済法案などの動きなどもあろうかと思えます。そういったところで枠組みが変わってしまえば、それは福

祉手当の方も含めて、見直しを検討していく必要があるかと思  
いますし、福祉手当の方の対象者の範囲が変わってしまえば、一旦  
は健康支援手当の受給対象になった方が新たに対象になって、と  
いうことも考えられるかと思います。これは国の方の動きを踏ま  
えてということになろうかと思います。

丸田会長

いかがでしょうか。

関委員

ありがとうございます。

承知しました。当事者である曾我さんから、先ほどご発言あ  
ったように、当事者から何より歓迎されている制度ということ  
ですので、運用にあたっては個々の様々な想定していないような出  
来事もあるかとは思いますが、柔軟に、患者さん目線で対応して  
いただければと思います。以上です。

丸田会長

新制度の柔軟な運用については、ぜひ事務局においてご配慮い  
ただければと思いますので、よろしく願いいたします。

他に委員の方々からいかがでしょうか。ご発言はありませんで  
しょうか。

ご発言がないようですので、続きまして議題の2に移ります。  
「新潟水俣病に関する動きについて」、引き続き事務局から説明を  
お願いいたします。

事務局

(資料2「水俣病認定審査の訴訟の状況について」説明)

丸田会長

ありがとうございました。

では、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問が  
あれば承りたいと思います。いかがでしょうか。

関委員

確認させていただきたいですが、義務づけ訴訟の方について、  
ここでいう第2次抗告訴訟についてですけれども、控訴という状  
況になったという話であります。そのような控訴の判断と、新潟  
県の条例に基づいて新潟水俣病患者を支援していくという姿勢と  
の整合性について教えていただければと思います。

丸田会長

では事務局から説明がありましたらお願いします。

事務局(海口  
副参事)

控訴に関しましては、知事のコメントとして出させていただきました  
とおり、私どもとしても、環境省、新潟市とともに重ねて協

議し、慎重に検討を進めて参りました。

環境省からは、本判決が上級審を含む同種の過去の裁判例と異なる判断枠組みが示されたこと、また、他県で行われている水俣病の認定業務の枠組みとも異なっており、このまま確定すると、今後の水俣病の認定業務の統一的な運用に与える影響は極めて大きく、制度のあり方そのものに関わる、という強い懸念が示されたところであります。

また、同じく環境省から、法定受託事務として統一的かつ安定的に運用することの重要性への理解も求められたところです。

こうした国の見解を踏まえて、公害健康補償制度の公平性・妥当性を確保するために、上級審に判断を仰いで、統一的な審議を求める、という判断をさせていただいたところです。

当然ながら私どもも、新潟水俣病地域福祉推進条例に基づきまして、患者の皆様の福祉の増進や、差別・偏見の解消、さらには歴史や教訓の普及・啓発、そういったものを進めていくというところと、上級審に判断を仰ぎ、公健法上の公平性・妥当性を確保することに関しては、矛盾しないと考えております。

丸田会長

いかがですか。

関委員

承知いたしました。国の受託事務というようなところで新潟県としても限界があつて、今回の判決で終わりということではなくて、控訴するという判断をせざるをえなかったというようなことで承知いたしました。

丸田会長

ありがとうございました。他の方々いかがでしょうか。  
特にご発言がないようであれば、次に進めたいと思います。  
では、議題の3になります。

「条例の『県の基本的施策』に基づく取り組みについて」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

（資料3-1～2「『県の基本的施策』に基づく取組について」及び資料3-3「新潟水俣病県民アンケート調査の結果について」説明）

丸田会長

ありがとうございました。

基本的施策と県民アンケート調査の結果について、説明をしていただきました。少し時間的に余裕がありますから、委員それぞれの立場から、質問・意見をお出しいただければと思います。

ぜひ活発な質問・意見をお願いいたします。曾我委員お願いします。

曾我委員

非常に努力されたことに感謝いたします。

まず1点は予算について、厳しい中で、今回のアンケートとふれあい館のリニューアルの2つを行っていただきました。先月の内覧会に私も参加してきましたけども、非常にわかりやすくよかったと思います。ただ、リニューアルまでのインターバルが長すぎたので、今後はもう少し短くしていただくとよいかと思います。裁判の結果も年々刻々と変わりますので、訂正するためにも、もう少し短い間隔で展示物の内容を変えていただく予算をつけていただきたいと思います。

それから4大公害で熊本、四日市、富山ではイタイイタイ病がありますけど、それぞれの県でいろいろな施策をしておりますけど、隣の富山県では毎年、大きな予算を出して、公害関係者の方との交流会を行っています。富山県の方の予算で旅費を出しております、私も2度ばかり富山県から旅費いただき行ってきました。こういったこともあります、新潟県はそういうことはやっていらないみたいなので、ぜひ新潟でも他の団体との交流の場を設けていただきたいと思います。

もう1つ、県民の教育・周知について、アンケートの結果も今ご紹介いただきましたが、資料館の存在を知らない方が非常に多いというような話があり、残念に思います。

それと私は資料館で語り部をしていますけど、主に小学校5年生の方が多いのですが、新潟県では、阿賀野川の流域市町村の阿賀町、五泉市、新発田市、阿賀野市、新潟市の関係流域市町村の小学生も資料館に来て学習することを、毎年一生懸命やっている学校もありますし、全くいらない学校もあります。ところが、熊本県の水俣市では、すべての小学生に水俣資料館で学習をしているということを聞いています。

ぜひ県の方でも、教育委員会などを通じて、学校関係者の方に呼びかけて、もう少し水俣病についての学習を深めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。よろしくお願いします。

丸田会長

ありがとうございました。

今ほど曾我委員から3点ほど、要望を含めて意見をいただきました。事務局からコメントがあればお願いします。

事務局（海口

ご意見いただきありがとうございます。今ほどいただいた3点

副参事)

の意見につきまして、予算に関わるものでございまして、今年度のリニューアルに関しては大きな予算をとって実施したわけですが、細かな部分の修正については、ふれあい館と連携しながら対応できる部分は対応していきたいと考えております。

富山県さんでやってらっしゃる交流事業につきましては、私どもの方でそれに匹敵する規模のものをすぐに新潟で実施するのは難しいところもあるかもしれませんが、ふれあい館の取組の中で、近いものを実施する検討ができるかどうかというところを含めて、要望として受け止めをさせていただければと思います。

また、熊本の方で、すべての小学生が水俣資料館に1度は伺って学習するということについては私どもも承知をしているところであります。熊本県と新潟県とは地理的にも県土が広いなどの違いがあり、移動費など含めて、このことに関しても予算的な部分の問題もありますし、教育委員会との連携というのもあると考えておりますが、このことに関しても要望として受け止めさせていただいて、今後の検討材料とさせていただければと考えております。

曾我委員

ありがとうございました。まずはぜひ流域市町村の小学生からでも進めていただければと思います。よろしくお願いします。

丸田会長

今の件について、和泉委員いかがでしょうか。

和泉委員

今の曾我委員のご発言、重要な点かと思っております。熊本と比べますともう少し考えていかなければならないと思います。それから資料の中で来館者のグラフがありますが、現場にいる立場としては、なかなか皆で一緒にふれあい館に行くということが難しい状況にあります。なので、例えば出前授業のようなものに関して、現場からのニーズはあるのでしょうか。そうした出前授業のようなものであればもう少し水俣病について学ぶ機会が増えるのではないかなと思います。

もう1点、以前、小中学生については水俣病に関して学ぶ機会がありますが、高校生については弱いのではないかという話題もありましたが、そのことについての改善策などあれば教えてください。

丸田会長

ありがとうございます。では、今の質問に関して、ふれあい館の藤田館長よりお願いします。

藤田館長

出前授業については、私ども以前より取り組んでおりまして、各学校の方にはPRさせていただいておるところです。昨年も小学校で2校、中学校1校、高等学校3校にお邪魔させていただいて私の方から授業をさせていただいたところでありました。また先ほど事務局の方から説明がありましたが、県土が広い状況でございまして、遠方から当館に来る場合だと1日がかかりで、下手すると泊りがけで来ていただく必要がありますので、遠方の方については、私の方からお邪魔して、学校の教育単位の中で授業をさせていただきたいと考えております。また、高等学校については小中学校と違って、全校生徒を対象とした人権教育ということで取り組まれるケースが多いので、1校行けば3学年にお話しできてしまうので、そうしますと3年間はこちらにお話が来ないなんてこともあります。そういったことも含めて、今後PRの方法を検討していきたいと考えております。

和泉委員

ありがとうございました。高校の先生方に話を聞くと、高校の先生方自身が水俣病にあまり理解がないという状況もありますが、教員の方に対する教育とか支援みたいなものも必要になってくるのかなと思いますので、そのあたりはいかがでしょうか。

藤田館長

教員の方々については人権研修の一環として、ふれあい館にお越しいただくこともありますし、私の方から学校にお邪魔して先生方向けの研修も実施しているところでもあります。そういったところも踏まえて、先生方向けのPRも進めていければと考えております。

丸田会長

次に、前田委員お願いします。

前田委員

資料3-1の17ページの「教師用指導資料等作成事業」の活用状況について、令和6年度に特に中学校で61.8%と、すごく増えているのですが、これは何かきっかけや働きかけがあったのでしょうか。

藤田館長

改まって私どもから何かしたということではなく、それぞれ、県の教育委員会さんなり市町村教育委員会さんの方をお願いして取り組んでいるという状況でございます。

和泉委員

県のことはわからないのですが、新潟市は3月の段階で、この資料とこの資料とこの資料は、年間の指導計画に位置付けてくだ

さい、ということをして市教育委員会からもあって、水俣病の資料についても、必ず学習指導計画の中に位置付けてくださいっていうお願いが事前に来てるので、新潟市の場合は8割以上が使われていると思います。

丸田会長

ということは、目的を持って働きかければ、一定の成果がえられることになるのでしょうか。改めてご意見がありましたらよろしくをお願いします。

前田委員

アンケートの結果でも、学校教育とか、子供のころからの啓発・教育っていうのがとても大事だと思うのですが、学校の現場が非常に忙しいっていうのも現実で、そこでどうやったら学校現場の負担にならないように、こういった教育を取り入れていただけるのかなっていうのは、みんなで相談しながらやっていかなきゃいけないのかなと思っております。

丸田会長

ありがとうございました。他の委員の方々いかがでしょうか。  
特に今回県が行いました県民アンケート調査、大変興味深いデータが出ておりますので、そのデータをどういうふうにとめるのか、そして、県の基本施策にどのように反映していけばいいのか、そのような観点から、ご発言をいただければと思いますが。

関委員

これは繰り返しになりますが、今回、新潟県民アンケート調査結果が出てきたことは非常に大きなことだと思うのですね。

新潟県が行っている事業っていうのは基本的に条例が策定されてきたときから、ほぼ変わってないような状況でやってきたのですけれども、その成果がどうなっているのかっていうのは、今回のアンケート調査の結果を受けて分析をしていただくのが良いかと思います。

また、効果的なところと、もう役割を終えたようなところがあると思うので、メリハリをつけて予算を組んでいくこと、あるいは事業を整理したり、強化することも重要ではないのかというのが1点です。

あと、保健福祉対策において、今回、新潟水俣病の福祉手当支給要綱の見直しが出てきました。例年行われている健康調査ですが、機会は増えるのでしょうか。様子を見て、増やしていくということを考えているのでしょうか。それとも、限られた機会を有効に活用するということを考えてらっしゃるのでしょうか。

丸田会長

まず2点目について回答いただいて、そのあと、アンケート調査の分析をどうするかについて、県の考え方があればお聞かせいただきたいと思います。

事務局（海口副参事）

健康調査というのは健診事業のことかと思いますが、こちらについては、手当の説明のときにも申し上げましたが、国の補助事業になっていまして、立てつけがある程度決まっているものです。

先ほど申し上げたとおり、健診の案内が毎年夏前と秋と年2回ある状況でございまして、それに応じて健診の申し込みをする形です。最初にまず、健診の対象者として登録するのですが、登録は年中できますし、健診の案内自体は年2回だけですが、かなり長い間、健診を受けることのできる期間があります。新たな手当が始まるタイミングで健診事業がそもそもあるということも併せて、周知を図っていきたいと考えております。

2番目のアンケートの分析につきましては、関委員のおっしゃるとおり、ふれあい館の知名度にはかなり足りない部分があるのかなと思っておりますので、このアンケートの結果を踏まえて、足りないところを、取り組んでいく必要があるのかなと認識しております。

丸田会長

今の2点目の県民アンケート調査の結果については、渡邊委員からも、県民アンケート調査の結果をどう受けとめるのか、そして必要な分析を行って、基本的な施策にどう生かしていくのかという観点からご意見ありましたら、よろしくお願いします。

渡邊委員

その前に1点お願いします。

教育の問題といいますか、アンケート調査にもありましたように学校教育の問題っていうのは非常に大きいということは、常日頃から私たち認識しているところではあるのですが、ただし、これはなかなか難しく、実現は非常に困難だと思うのですが、切れ間なくやっていかないと途絶えてしまうのですよね。

なので、例えば小学校5年で、熊本の水俣の小学生と交流するとか、そういうことをやっても、そのあと中学・高校で学ばないと、途絶えてしまうようなところがありまして、やはり、量は多くなくてもいいけれども、切れ目なく、小中高、そして大学と、何らかの形で触れていくような機会が持てればいいのかということ常日頃から考えてきたことであります。小中高の学校の先生方がお忙しく、やらなきゃいけないことたくさんあるというのは重々承知しているのですが、やはり何らかの形で機

会を作っていただくことが必要かなと思っています。

あと、先ほど教師はどうかっていう話の中で、学校の先生は、実はそれほど水俣病のことはご存じない方が多いのではないかとこの話がありましたが、こういった資料集があつて、新潟市さんは、それについて取り組むということをもうやっておられるわけですね。そういった成果も、今後出てくればいいなと思います。

中学校では、去年、ふれあい館への参加っていうのは、ちょっと少なかったかと思います。教材は使おうとしているけれどもふれあい館には来ない、高校でもそのような状況は過去にあったのですけれども、そこら辺どのような形で、でこぼこなく、より多くの子供たちがその場面に触れて、水俣病のことを知る機会がないか考えているところで、今回、この県民アンケート調査の中で、県民の方がそうお考えだということであれば、そういった世論もあり、さらに強く何らかの形で進めていくということができないだろうかっていうのが、教育の問題で1点です。

もう1つは、情報発信事業を2014年からずっとやってきておりますが、これはかなり非常に貴重な場ですね。

まさに、それまであまり知らなかったであろう学生たちが、非常に熱心に向き合つて、自分たちの成果を発表するという貴重な場ではありますが、各大学の取組成果が研究成果の蓄積として繋がっていないような感じを受けておりまして、私も10数年やってきましたけれども、なんとかもっと蓄積できないだろうかと思っております。例えば、個人情報の問題もあろうかと思いますが、アーカイブにして、ネットで見られるようにするとか、成果というものを蓄積していくような形ができればよいと考えております。

情報発信事業は県の事業でもあるので、何か考えていただけたらなと思ったりはしています。もちろん大学の教員の努力が必要だと思いますけれども、そこら辺も県がイニシアチブをとってやっていたらなと思いました。

もう1つはアンケート調査に関する受け止めについて、実は私、今回の資料見るのが遅くなってしまつて、さらにアンケートに関して、かなりいろいろ項目があつて、詳細に見てないのですが、詳細な分析を誰がやるかっていうのもありますけれども、実際にアンケート結果を受けて何をしなければいけないのかっていうことを、予算を使ってアンケート調査されたわけなので、ぜひ審議会としても時間を使って、検討する会を設けたらいいかなというふうに思いました。以上です。

どう反映していくかという視点は大変重要かと思いますので、その視点は大切にしていきたいと思います。

関連して河内委員からご発言がありましたらお願いします。

**河内委員**

ありがとうございます。私から発言させていただきます。

まず、この県民アンケート調査報告書については、大変すばらしいものだと思っております。

理由としましては、例えば、今回創設された阿賀野川流域健康支援手当の創設を含めたすべてのものに関しては多くの公的資金が注入されている、ということを考えますと、やはりPDCAを回さなければならない。しっかりとしたアセスメントがどのようになっているっていうことが、今まであまり議論されてこなかったのではないかと思います。施策推進審議会の役割は、このようなアンケートをしっかりと評価する。そして未来に向けて何をすべきかということを提言する。毎年、このようなアンケートを行っていただきたいと考えております。

回収率も高く、この回答していただいた皆様の意見が非常に先進的な点でございます。この県民アンケートの中で見えてくるところは、動画コンテンツ、SNSの活用などが重視されていて、いわゆるDXを教育の中でも取り入れると、多忙な中でも教員の皆様の助けにもなるだろうということが示されています。

加えて、今、当事者の皆様は高齢化が進んでいる。語り部の方々のことを考えますと、私たちの意見、新潟県が経験したことを、50年先、100年先の皆さんにも伝え続けるためには、オンデマンド化で対応できる可能性がございます。是非とも県にはオンデマンドを含めた施策をご検討いただきたいと考えています。

分断は、当事者の方々の間で常に話題になります。しかしながら、当事者の方と未来の子供、また未来の若者たちにとっても分断は重要なkey wordです。縦軸の面も横軸の面でも分断化についてはしっかりと対応する。そのためには、メディアの皆様にも是非ともこの啓発に参画していただきながら、丁寧な説明を県民にしていっていただきたいと思っております。以上です。

**丸田会長**

ありがとうございました。

お2人から大変建設的な意見、また具体的な意見をいただきましたが、お2人の発言に対して事務局、それから、ふれあい館の藤田館長からコメントがあればお願いしたいと思います。

**事務局（海口）**

渡邊委員からは、アンケートに加えまして情報発信事業にもご

副参事)

意見いただいてありがとうございました。

渡邊委員からのご発言にもあったとおり、情報発信事業について、今年度は3大学ですけれども、4大学だった時期もありました。まだ水面下の話ですが、来年度もしかしたら4大学になるかもしれません。そして、アーカイブや蓄積について、情報発信事業に取り組む大学にそういったお話を投げかけたこともあるんですけれども、各先生方からは、なかなかその辺難しい課題だというようなことをお話される先生もいらっしゃいました。

そのような中で報道等もされていますが、医療福祉大学さんは、被害者団体の中に入られて、お聞き取りをされているようなものなどを蓄積されてまとめられる、というような取組を進めていらっしゃるのと伺っております。そういうものだけではなくて、渡邊委員のおっしゃるようなところは、特に大学フォーラムでの発表の中身などに関してだと思うのですけれども、数年分まとめて見られるような形になっていると素晴らしいのかなと思いますが、大学の先生方との相談にもなるのかなと思っております。

また、先ほど申し上げた5月31日の祈念式典についてですが、令和8年度の取り組みの中で、情報発信事業の取組成果を発表できると良いのではないかと、という話が事務担当者の協議の中でも出ておりまして、令和8年度の式典の時に3大学すべての発表は難しいかもしれませんが、大学からフォーラムで発表するような中身を発表してもらうような形で、今協議を進めておるところでございます。

丸田会長

では、藤田館長の方からコメントがありましたらお願いします。

藤田館長

先ほど渡邊委員からお話もあったように、小学校でいわゆる4大公害病というものを勉強して、それでおしまいだという形になってしまうのは非常にもったいないということで、中学生になったらもっと詳しく、また高校生になったらより詳しく新潟水俣病について学んでいただいて、新潟水俣病がもたらした悲劇的なものもわかるような学年になれば、そういったものを勉強していただくというのが非常に重要なかなと思って、各学校さんなり教育委員会さんを通じてお願いはしているんですけど、なかなか現場が忙しいのか、対応できるコマ数の時間がないのか、そこら辺の分析はないのですけれども、そういったところが現状でして、内心忸怩たる思いがあるのですが、そういったことを踏まえて各学校さんの方にもいろいろまた働きかけをしていきたいと思っています。

丸田会長

多くの意見をいただきましてありがとうございます。もう少し意見交換したいのですが、時間の制約もあります。本日はもう1つ大事な議題が残っておりますので、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。

では続きまして、議題の4「新潟水俣病阿賀野患者会実施の新潟水俣病患者アンケート調査について」、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

2026年1月14日付けで当審議会宛に新潟水俣病阿賀野患者会から要請書が提出されました。要請の内容は記載のとおりですが、阿賀野患者会が当審議会の委員である関委員や新潟医療大学と共同で行ったアンケート調査の結果について、当審議会に取り上げていただきたいという内容でございます。この件について、事務局と会長で協議した結果、今後の施策展開において参考となる内容であること、また、新潟水俣病地域福祉推進条例施行規則第3条第4項に基づきまして、議事に関係する方から説明をいただくことができることから、本日の審議会では議題として取り上げさせていただきます。事務局からの説明は以上となります。

丸田会長

ありがとうございました。

本日は、新潟水俣病阿賀野患者会の皆川副会長さん、それから酢山事務局長さんから、本議題に関してご説明いただけることになっております。どうぞお二方よろしく願いいたします。

酢山事務局長

(資料4「新潟水俣病阿賀野患者会実施の新潟水俣病患者のアンケート調査について」説明)

皆川副会長

私の方から、私の現在の症状についてお話しします。現在、整形外科、内科、外科、眼科、それから耳鼻科にかかっておりますが、このアンケートの中でも説明がありますが、どこのお医者さん行っても、専門的な知識がないお医者さんばかりで、私の症状は水俣病のものだと思うが、どういうところに原因があって何をどうしたらいいのですか、というようなことを先生に相談しても、水俣病のことは私はあんまり良くわかりませんと、言われます。

とにかく今、私が一番困っているのは、何十年も前から頭の中で常に蟬が泣くようなジージー、ガヤガヤしたような騒音の中で毎日暮らしておりまして、こういった書類を見ている、集中する時間っていうのは、本当に何分間の時間もない状況です。ずっと文字を見ていると、ぼうっとしてきて、自分が何をしゃべって

いるのか、何を言いたいのかっていうことさえもわからなくなってくるような、そんな状態の中ですので、お医者さんの話を聞いていると、このお医者さんにかかっていて私はこのまま治ることもないのだろうし、どうすればいいのかな、というような不安を抱えております。そういう不安を抱えた患者さんがほとんどだとは思いますが。

また、整形外科では、温水のベッドで寝ると、あったかい温水がブクブクと体を揉んでくれて気持ち良く、また電気治療もやったりしておるのですが、その時は楽になるのですが、夕方になるとまた元に戻って、症状は直らない、というような状況です。

やはりこういった専門医がいない中で、特別に水俣病を研究してくださる機関をぜひとも作っていただきたい。

私は今もう 83 歳になりますが、もう何年元気でいられるのかわかりませんが、せめて残された時間で、少しでも有意義に自分を見つめ直せるような時間が欲しい。そういうことを願っております。この辺で失礼します。どうもありがとうございました。

丸田会長

ご説明、また貴重なご意見をいただきありがとうございました。

委員の皆様からご質問・ご意見を受ける前に、阿賀野患者会の会長さんでいらっしゃる曾我委員からご発言をいただき、そのあと、この調査に関してご尽力いただきました関委員からも発言があればお願いしたいと思います。特に研究について今後どのように発展をさせていけばいいのか、そのあたりについてコメントがあればお願いしたいと思います。

曾我委員

アンケート結果の報告をさせていただける貴重な時間いただきまして大変ありがとうございました。

アンケート結果で見られたように、私達は病院に行ってもなかなか治らないという状況で、受診を諦めてしまう患者さん非常に多いというところが一番の問題であります。

県の皆さんからもその点を十分理解していただきまして、医療機関についても、正しい理解と知見を持っている医療機関が少ないということを私たち非常に感じていますので、安心して患者が受診できるような受入体制の医療機関もぜひ作っていただきたいというのが一番の願いであります。今日は大変ありがとうございました。

丸田会長

では、関委員お願いします。

関委員

医療の専門家に水俣病について理解していただく、医療における水俣病教育の必要性も、ここから示唆されるところがございます。

反面、医療だけではなくて、今現在、社会的な孤立というのが全国的に問題になっており、高齢者の方がそれぞれの事情を相談することもできず、あるいは誰ともつながらずに孤立していくというのが、高齢者のQOLにとってよろしくないという研究成果が出ております。今回の調査の中でも、患者さんたちがいろいろな方々と交流することによってQOLが高くなっていくという側面がみられました。したがって、なかなか治らないけれども、症状を緩和するためにどのようなアプローチができるか。医療への期待と同時に、社会的・精神的な側面から、患者さんたちの負担、あるいは苦痛というものを、いくばくか和らげるようなアプローチの重要性が、この調査から見えてきたと思われま

す。今回は、新潟水俣病福祉手当支給要綱の改正の議論がなされましたけれども、健康教室のような健康を増進させていくための教室に通ってということは、まさにこの調査でも指摘された孤立を防ぐということにも関連すると思いますので、様々な知見を重ね合わせながら、新潟水俣病の患者さんたちがこれからどのようにウェルビーイングを高めていけるかということをみんなで考えていくことが重要なのではないかと思います。ありがとうございます。

丸田会長

ありがとうございます。

それでは、委員の方々からご質問なり、ご意見がありましたら伺いたいと思います。

河内委員

まずはじめにこのアンケート調査、大変勉強になります。ありがとうございます。その上で、いくつかお話をさせていただきたいと思います。

まず1点目です。新潟県は医師不足が叫ばれてもう長く、一般的に医師不足の県だっていることは、もちろんそうなんですけれども、脳神経内科医に限れば、脳神経内科の専門医を持った医師は、人口10万人当たりで換算しますと、トップ10、もしくはトップ5に位置します。ですので、ぜひ、脳神経内科の医師が勤務している病院にご相談していただきたいと思います。もちろん、下越病院もその1つだと思いますし、またその他の脳神経内科の病院にぜひご相談していただきたいと思っております。

2点目でございます。2点目に関しましては、私、西澤正豊先

生が教授でいらっしゃったときに、ご提示ありましたメチル水銀暴露による神経症状の治療に関する研究にタッチしていたことがございますので、この当時のことをよく理解しております。

この当時、薬剤はプレガバリンという薬剤を使用しておりますが、これは神経障害性疼痛、例えば、腰椎症があつて腰が痛くて神経が障害されるっていうふうな症状で、高齢者に多い、しびれとか痛みも含めた形で神経が障害されるもの、また神経は後遺症を残しやすいものでもあります、そういった神経障害性疼痛に対して使われる薬剤でございます。短期的な効果を検証されて、報告されておりますが、一部効果はあつても、副作用の面で継続が困難な患者さんも多数いたと記憶しております。

こういう薬剤って私たちやっぱり患者さん幸せになってもらいたい、患者さんにQOLを上げてもらいたい、と思っているので、短期的な効果だけではなく、長期的な効果っていうことが、とても重要なのです。お薬を開発するのは世界共通で短期的な効果と長期的な効果の両面で判断する必要がございますので、この当時、参加されていた患者さんの皆様が、長期的にどのぐらい継続されていて、どのぐらいの効果をお感じになってらっしゃるかっていうことを知りたいっていうのが2点目の私からのリクエストでございます。

3点目に関しましては、今回の阿賀野川流域健康支援手当の創設について、これが非常にすばらしいなと思つてるところはいくつかあるんですけども、その中で医学的に見て重要な点は、健診の受診が必須要件として入っているということでございます。なぜかと申しますと、今は日本でも世界でも求められていることは、水俣病に罹患された患者さんが、長期的にどのような悩み、どのような苦しみを持てらっしゃるのか、それに対してのデータがほとんどないような状況ではないかと思うんです。ですので、長い期間をかけて、患者さんが何に苦しんで、何を問題だと感じてらっしゃるのか、それを医学的な観点から、ぜひとも、健診事業を通じてデータ収集していただくと、万が一世界で、次に水俣病が発生したときに、新潟ではこういうふうな患者さんのデータがある、ということはしっかりと曝露を防げば、こういうふうになりますよ、というようなことを提示することができれば、新しい患者さんの不安についても対応できるのではないかと。

今、新潟を含めた日本の中でも、長期的に病気がどのように向かっていくのか、もしくは収束するのかといったデータがございませんので、これについてのデータがあれば、非常に参考になると思いますし、今の患者さんに対しても対応できるかと思ひます

ので、世界はそのようなデータを求めていますので、この阿賀野川流域健康支援手当を通じて、長期にわたる健康被害の実態をデータとして明らかにすることができればと考えております。

総じて言えば、私どもは患者さんに幸せになっていただきたい。十分な情報を得ていただきたい。これが私ども脳神経内科医の意見として述べさせていただきます。以上です。

丸田会長

ありがとうございました。有益なご意見をいただきました。しっかり審議会としても受け止めていきたいと思っております。他の委員の方々いかがでしょうか。よろしいですか。

時間がもう過ぎてしまっておりますが、大変活発なご意見をいただきまして、ありがとうございました。心から感謝を申し上げます。

本日の用意いたしました議題は以上となります。

事務局から何かございますか。

事務局（白井課長）

本日はご審議いただきありがとうございました。議題1でご審議いただきました「阿賀野川流域健康支援手当」につきましては、条例の理念に則り新潟水俣病に被害者を社会全体で支えるため、地域社会の福祉向上のため、対象となる方々にお届けできるように準備を進めてまいります。

また、条例に基づく取組の目指すところは「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」であります。

事業を通じて伺っている地域の皆様の声、そして本日いただいた委員の皆様からのご意見を踏まえ、今後の取組を引き続き検討してまいります。以上です。

丸田会長

ありがとうございました。以上を持ちまして、審議会会長としての進行は終了させていただきます。

長時間にわたり議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局へお返しします。

事務局（武田参事）

丸田会長、大変お疲れ様でした。

委員の皆様におかれましても、長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「第17回新潟水俣病施策推進審議会」を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

## 4 閉会